

【平成30年度第4次いるま男女共同参画プラン実施状況】

概要 (Plan)				実施内容 (Do)・評価 (Check)										改善 (Act)	
基本 目標	課題	関連計画	施策の方向	担当課	「施策の方向」を達成するための事業目標 (数値目標又は状態目標について記入)	No.	主な取組	取組 状況	男女共同参画配慮項目	評価	各課 平均	施策 平均	平成30年度に取組んだ重点的な事業 (実績値もあれば併せて記入)	平成30年度事業評価 (促進要因または阻害要因について記入)	取組の課題等 (問題点の改善策と次年度の目標値について記入)
(1)男女平等意識の啓発・促進			●家庭・学校・地域における男女平等理念に関する教育の推進	学校教育課	・各小・中学校において、男女平等教育を含めた人権教育を推進することにより、子どもたちの男女平等理念を啓発する。 ・教職員に対して、男女平等教育を含めた人権教育研修会を実施し、男女平等理念を啓発する。	1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		・各小・中学校において、全ての教育活動をととして、男女平等教育を含めた人権教育を推進した。 特に、小学校6年の社会科で平等権についての学習を行った。中学校3年の公民的分野では、「男女平等を旨指して」という単元において、男女雇用機会均 等法や男女共同参画社会基本法等の具体的な学習を行った。 ・教職員に対しては、男女平等の理念に立った人権教育研修会を実施した。また、各校のPTA家庭教育学級でも、保護者を対象とした人権学習を行った。	・各小・中学校では、授業をはじめとした全教育活動をととして、男女平等の意識の高揚を図ることができた。 ・教職員対象の人権教育研修会や、PTA家庭教育学級の人権研修により、大人の男女平等の意識の高揚を図ることができた。	・現在取り組んでいる内容の充実・発展を図ることが課題である。
						2	生活力を身につける教育の実施	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						4	男女平等観を育む指導を行う教職員への研修実施と情報提供	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
				保育幼稚園課	保育所における人権保育の理解と実践を目的とした研修会に参加する。	1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0		保育所入所審査においては、性差にとられない入所決定を行った。 また、保育者については研修に参加することで人権保育について理解を深め保育に生かしていくことに取り組んだ。	保育所における人権保育の理解と実践を目的とした研修会に参加した。	保育所における人権保育の理解と実践をさらに深めるよう継続して研修会への参加を行う。
						3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3					
				青少年課	定期的に調理体験や一緒に食事をする体験、工作体験や宿題指導、遊び場等を提供し、家庭の事情等により不安定な食生活を送る子ども達への食育と居場所を確保するもの。	1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		・青少年活動センターで大妻女子大学食物学科との協働により、「むさび食堂」(子ども食堂)を年間6回開催し、子どもを中心に、のべ341人の参加者があった。	・子どもたちに性別に関係なく、調理をする楽しさを伝え、継続的に生活体験を提供することができた。	・子どもの頃から、家庭の中でも性別に関係なく、料理に参加し、習慣化するよう、生活体験事業を継続していく。
						3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
				男女共同参画推進センター (人権推進課)	男女共同参画の必要性を知ってもらう講座や講演会を年5回以上実施する。	1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3	3.4	3.5	・人権パンフレット3,000部作成 市内小学5年生、中学2年生に配布 ・男女共同参画セミナー公開講演会参加者117名 ・埼玉県西部地域まちづくり協議会男女共同参画部会婚活事業「ダイアコン」参加者59名 カップル成立9組 ・自分魅力アップ！セミナー(全3回)参加者49名 ・在宅ワーカー育成セミナー(入門コース)セミナー参加者35名、相談会5名 ・女性のお仕事応援講座(全7回)受講者延べ人数185名 お店屋さん「イルミナ」来場者数236人 ・男女共同参画職員研修「DVIについて」参加者50名 ・女性リーダー養成講座(全4回)受講者延べ人数37名 ・LGBT講演会(共催:社会教育課)参加者135名 ・イクボス講演会(共催:子ども支援課、商工観光課、人事課)参加者63名 ・男女共同参画情報紙(女と男の情報紙ビギンはじめよう！)の発行、全戸配布(49,800部作製) ・市立保育所・幼稚園・学童保育・小中学校(47ヶ所)へセンターだよりの配布	・男女共同参画に関する講座・講演会を年間9回実施した。 ・男女共同参画セミナーは、『人生100年時代』をテーマに、定員(100名)を超える117名の参加があった。また、男女共同参画情報紙においても、『人生100年時代』において自分らしく輝き続けるための男女共同参画という内容で作成し、男女共同参画について効果的に啓発することができた。 ・埼玉県西部地域まちづくり協議会男女共同参画部会婚活事業では、参加者同士でパートナー間で起こり得るモラルハラスメントについてグループワークをしていただき、男女平等意識への啓発に繋がった。 ・イクボス講演会では、イクボス宣言した企業・団体、市管理職員を対象に、イクボス宣言後のフォローアップ研修を行い、職場における業績アップの視点から男女共同参画の必要性について啓発することができた。 ・幼少期・学校期など若年層や教職員に対する啓発、また教育・研究機関との連携は、早期の段階から調整をし、学校のスケジュールに組み込まないと、学校の年間スケジュールの兼ね合いから参加してもらうことが難しい。	・社会教育課と共催で実施したLGBT講演会では、近隣の高校教諭やPTA関係者などの参加もあり「生徒向けに講演して欲しいという」反響もあったことから、教職員や保護者等の学校関係者に対する男女共同参画の推進については、社会教育課や学校教育課と連携し、市内小中学校等のスケジュールに組み込めるよう実施年度の前年度中に事業を決定・通知する。平成31年度は、学校関係者向け(児童生徒・教職員等)の講演会を開催する。
						3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						4	男女平等観を育む指導を行う教職員への研修実施と情報提供	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3					
						5	講演会、講座等の学習機会の提供	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						6	教育・研究機関との連携による啓発活動の充実	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3					
				市民相談室 (人権推進課)	人権擁護委員が市内小中学校の児童・生徒を対象に実施する人権教室における活動を支援する。	1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		・思いやりの心を育てる「人権教室」(小学校4校、社会福祉施設1ヶ所) ・携帯電話会社等が実施する安全教室と連携した「人権教室」(小学校2校) ※所沢人権擁護委員協議会並びに当協議会入間部会が実施し、市民相談室が活動を支援している。	人権教室について、担当委員とともに市内全小中学校を訪問し、目的や意義を周知した。 平成30年度は、「思いやりの心を育てる「人権教室」、携帯電話会社等が実施する安全教室と連携した『人権教室』を実施した。 主に小学校低学年から中学年の児童に人権教室を実施し、いじめ問題や仲間を思いやる心の大切さを中心に実施した。 前年度以前に人権教室を実施した学校から高評価をいただき、引き続きの申込みが多くあった。	人権教室の申し込みに偏りがあり、毎年人権教室を実施している学校等もあれば、数年以上人権教室を実施していない学校等もある。現在も周知を行っているが、人権擁護委員と連携して積極的に申込みを呼び掛けていく必要がある。
				地域保健課	PTA家庭教育学級の実施や子育て中の夫婦を対象とした講座でチラシを配布する等、今後も意識啓発を行っていく。	3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3					
				社会教育課	・PTA家庭教育学級を実施する。 ・入間市生涯学習茶の都出前講座メニュー表を広く配布し、実施していく。 ・いるま生涯学習ガイドブックを年2回発行する。 ・いるま学びの場を年1回発行する。	3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4	3.5		・PTA家庭教育学級の実施 ・入間市生涯学習茶の都出前講座の実施 ・いるま生涯学習ガイドブックの発行(年2回) ・いるま学びの場の発行(年1回)	・PTA会員が自ら、いろいろな機会や場を通して学び、行動していく力を身に付けることができた。 ・出前講座は毎年多数の利用があり、ガイドブックや学びの場も合わせて学習機会の提供の場となっている。 ガイドブックアクセス件数:343件 いるま学びの場アクセス件数:10,272件 出前講座アクセス件数:322件	情報の更新及びそれぞれの内容の充実が課題。
						5	講演会、講座等の学習機会の提供	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3					
				公民館	男女平等理念に関する事業を1回以上開催する(数値目標)	5	講演会、講座等の学習機会の提供	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3	3.0		【金子公民館】 くまさんとおそぼう子育て講座 【藤沢公民館】 藤沢公民館・藤の台公民館共催 ・子育て講座(2回開催) 6月7日 40名／1月30日 37名 【藤の台公民館】 藤沢公民館・藤の台公民館共催 ・子育て講座(2回開催) 6月6日 34名／1月31日 45名	【金子公民館】 結果として、参加者は女親のみで男親の参加はなかった。平日の日中のため、参加が厳しかったか。 【藤沢・藤の台公民館】 親(父親・母親)と子で参加し、季節行事や子育て事業を通じて、子育てに役立つ情報交換をしたり、参加者同士の交流を図った。 【その他公民館】 講座のテーマ・講師の決定ができず、開催できなかった。 どのような内容であれば参加者が見込めるかが不明であった	【金子公民館】 時間外労働に関する規制等も踏まえ、開催時期について検討する。 【藤沢・藤の台公民館】 今後も継続して事業を開催していくが、事業への父親の参加が増加するよう、募集段階での工夫をしたい。 【その他公民館】 実施に向け、内容や開催時期等、参加者が見込めるか、調査・研究を行う。 男女平等理念に関する事業を1回以上開催する(数値目標)

(2)男女共同参画の意識づくりと制度・慣行の見直し

●女性と男性の固定的役割分担意識の改革

男女共同参画推進センター (人権推進課)	固定的役割分担意識を改革するために、講座、パネル展示、情報紙などのあらゆる媒体を用いて年間を通して啓発を実施していく。	7	固定的役割分担意識の解消のための啓発	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	3.7
		8	市主催事業での啓発活動の実施	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	
		9	男女共同参画推進条例の基本理念の啓発・普及の実施	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3	
広報課	広報いるま、各メディア等を通して、男女共同参画等の取り組みをPRし、情報提供の機会を創出する	9	男女共同参画推進条例の基本理念の啓発・普及の実施	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4	4.0

●男女共同参画の必要性が共感できる啓発活動の推進

男女共同参画推進センター (人権推進課)	市民向け講座の参加者について定員の8割以上を目標とする。	10	市民との協働で行う男女共同参画セミナーによる意識づくり	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0
		11	男女共同参画の視点に立った事業を啓発	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4	
社会教育課	来場者、参加団体の男女双方の情報交流の場となっている、いるま生涯学習フェスティバルを開催する。	11	男女共同参画の視点に立った事業を啓発	◎	2.事業の企画、立案、実施する際に男女双方の意見を聞いた、また双方が参加した	4	4.0
公民館	男女平等参画の必要性に関する事業を1回以上開催する(数値目標)	11	男女共同参画の視点に立った事業を啓発	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0

●DVなどのあらゆる差別・暴力の未然防止のための意識啓発

男女共同参画推進センター (人権推進課)	DV被害者の内「相談できなかった」、相談しようと思わなかった」人の割合40.0%(第4次プラン目標値)以下にするため、市民に広く周知する機会を増やす。	12	DV防止に関する意識啓発	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	3.5
		13	若年層に対する暴力防止に関する意識啓発	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3	
学校教育課	○各小・中学校において、学級指導や道徳の時間の充実をとおして、DV未然防止の意識を啓発する。	13	若年層に対する暴力防止に関する意識啓発	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0
人事課	・職員研修の一科目として実施する。	14	ハラスメント(嫌がらせ・いじめ)等の根絶に向けた意識啓発	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0

(3)あらゆる
差別・暴力
の根絶

2. DV対策
基本計画

●DV被害者
等への支援体
制の強化

	商工観光課	企業人権問題講演会を年に1回実施。 労働相談の実施。	14	ハラスメント（嫌がらせ・いじめ）等の根絶に向けた意識啓発	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0		企業人権問題講演会は、「パワーハラスメント事例と対策」をテーマに実施。 （参加者：74名） 労働相談、若年者就業相談の実施。	企業人権問題講演会で「パワーハラスメント事例と対策」をテーマに実施したことから、市内企業の意識向上が図れた。	引き続き、企業人権問題講演会を実施する。企業の要望に合わせたテーマ抽出を行なう。
●DV被害者等への支援体制の強化	男女共同参画推進センター （人権推進課）	DV被害者の内「相談できなかった」、「相談しようと思わなかった」人の割合40.0%（第4次プラン目標値）以下にするため、庁内連絡会議を年1回以上開催し、庁内連携を深める。	15	関係機関との連携	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	3.8		埼玉県の関係機関の職員と共に、庁内関係職員と研修を行うことで、相談体制の充実を図った。 また、市の福祉部門や市民課等との連携を図り相談者への支援の充実に努めた。 相談事業の周知については、相談者の安全を確保しつつ、相談事業の情報を届けるため、市内の民間施設等に相談カードを配架するなどの対応を行った。 なお、庁内においてDVに対する支援体制の整理を行い対応の共有を図った。	事例を踏まえた職員の研修により、DV相談に関する体制を整えることや関係機関と会議等の情報交換を通じて、被害者への安全を確保しながら、支援体制の強化が図れた。 県の関係機関と情報の共有、研修を行い、対応の充実を図った。 担当者と狭山警察署と交流を図り、連携を強化した。	引き続き職員、相談員のスキルアップや関係機関との連携強化に努める必要がある。 また、安全確保のための支援体制整備のために警察との情報交換等を行い連携を深める必要がある。
			16	相談事業の周知と充実	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
			17	職員、相談員の研修、精神的ケアへの対応	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4					
			18	安全確保のための支援体制の整備	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
			19	自立支援の充実	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3					
	市民相談室 （人権推進課）	DV被害者等から相談を受けた場合、丁寧な聞き取りを行い、内容によっては男女共同参画推進センター等の関係部署につなげ、専門の相談につなげる。	15	関係機関との連携	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4	3.3		・DV被害者等からの相談(12件) ・男女共同参画推進センター等との連携	市民相談室でDVに関する相談を受けた場合、丁寧な聞き取りを行い、内容によっては男女共同参画推進センターに報告し、専門の相談につなげた。 また、男女共同参画推進センターと市民相談室で、DV相談を受けた場合の対応について情報共有をした。 市民相談室前にもDV相談に関するリーフレットが設置していることから、市民相談室で相談される方もいた。 ただし、男性職員に相談したくないという方もいらっしゃった。	市民相談室は男性の市民の方も多数来室され、DV被害を受けた女性が利用しにくい側面もある。通常相談は窓口で受け付けているが、他人に聞かれたくないという理由で個室での相談を希望される方もいらっしゃるが、日によっては他の専門相談等で個室が全て使用されていることもあり、対応できない場合もある。 市民相談室では、DV相談の経験が浅いため、機会を見つけて関係する研修を受講する等して、適切な対応や回答ができるようなスキルを職員が身につける必要がある。
			16	相談事業の周知と充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3					
			17	職員、相談員の研修、精神的ケアへの対応	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3					
	自治文化課	相談者が外国人で通訳等の手配が必要となった場合、人権推進課と連携することを確認する。	16	相談事業の周知と充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0		【外国人相談事業】 英語 125件、スペイン語 26件、中国語 5件	DVIに繋がる恐れのある外国人相談は、自治文化課には無かった。	通訳者を求める場合、ルールづくりが必要。(通訳者を長時間拘束する可能性があること、相談者の秘密を守ること等が起こり、通訳者が善行と感じられる制度づくり)
			19	自立支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3					
	こども支援課	・入間万燈まつり会場におけるピーアール活動に、こども支援課作製の「いるティー」も持参し、来場者自身の写真撮影によるSNS機能を利用した活動内容の広がりを(周知)を狙う。 ・埼玉県派遣の市町村支援専門員による助言、研修等の実施。 ・要保護児童対策地域協議会による情報共有及び連携対応による個別のケースに対する支援の充実。	16	相談事業の周知と充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.5		・市報、ホームページへの掲載。「児童福祉週間」「児童虐待防止推進月間」における展示、入間万燈まつりにおける周知活動等。 ・埼玉県市町村支援専門員による要対協実務者会議での助言及び研修会開催依頼による研修参加等。 ・要保護児童対策地域協議会代表者会議開催。平成30年5月14日開催。20機関参加。 ・要保護児童対策地域協議会実務者会議開催。年12回開催。 ・個別ケース検討会議開催。計59回開催。35ケース(延べ72人)について支援方法等を協議。	・平成30年度に、近隣5市(所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市)による「児童虐待防止に関する連携協定書」を締結した。 ・児童虐待のリスクがあるとして各市で要対協ケース等としている者の近隣市間における転出・転入等があった場合における、切れ目のない見守り体制の構築と支援の実施した。	・緊急性の高い場合の対面引継ぎとその基準等の統一化。 ・各市における研修会等への相互の参加。 ・毎年11月の「児童虐待防止推進月間」における各市ごとに実施しているイベントについて、同時開催等を検討していく。
			17	職員、相談員の研修、精神的ケアへの対応	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3					
			18	安全確保のための支援体制の整備	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4					
			19	自立支援の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4					
	障害者支援課	早期に相談窓口を利用できるよう、ホームページやチラシ等を活用し、周知を図る。	16	相談事業の周知と充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0		H24.10に障害者虐待防止法が施行され、障害者虐待防止センターを障害者支援課に設置し、虐待の通報・届出の受理、相談・指導・助言等の対応、広報・啓発を行った。虐待の通報・届出を受理した場合は、立入調査等の事実確認を行い、状況により一時保護等の措置を行い、被害者等の安全確保に努めた。	虐待の通報があった際は、関係機関と連携し、事実確認を行うとともに、被害者の一時保護等安全確保を図ることができた。また職員については、県の障害者虐待防止・権利擁護研修等に参加し、資質の向上に努めるとともに、障害者支援事業者との連携強化が図れた。	今後も引き続き、障害者虐待防止センターの周知や障害者虐待防止に関する広報、啓発を行い、通報や届出、また相談等がしやすい環境整備を行っていく必要がある。
			18	安全確保のための支援体制の整備	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3					
			19	自立支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3					
	介護保険課	高齢者虐待への対応及び養護者への適切な支援を行う。	16	相談事業の周知と充実	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3	3.0		高齢者虐待を発見した場合、市及び地域包括支援センターに通報するように周知活動を行う。また、虐待対応する職員及び地域包括支援センター職員に虐待対応職員研修の受講をさせた。 虐待を把握した場合は、市及び地域包括支援センター、関係課において対応を行い、被虐待者の安全を確保した。 市民課よりDV被害者の転入者については、住民基本台帳システムから介護保険システムへ連動されDV被害者であると分かるようになっていことから、被虐待者の安全確保のため周知徹底を行なっている。	埼玉弁護士会の弁護士及び公益社団法人埼玉県社会福祉士会の社会福祉士より、事例検討会・情報交換会を通して虐待事例への法律・福祉分野の専門的助言を受けることにより、高齢者虐待対応技術向上が図れた。	個別の支援については、関係課との情報共有を徹底し、各課の役割を明確化にしたうえで適切な支援を行うことが必要である。
			18	安全確保のための支援体制の整備	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3					
	学校教育課	○相談支援体制を構築すると共に、広く周知することにより、DV被害者等への支援体制を強化する。	16	相談事業の周知と充実	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		○教育センターの相談窓口を広く周知すると共に、各学校においても相談員等の相談窓口の存在を周知した。	○教育センターでの電話相談や来所相談を行った。また、学校と教育委員会が連携し、保護者を関係機関へつなぐこともできた。	○保護者(大人)が安心して相談できる環境整備が課題である。
	市民課	職員の支援措置対応が弱体化しないように、法令遵守はもとより知識の習得及び他課との連携について、対応できるよう徹底させる。 また、支援措置対象者は制度を理解していなことも多く、制度を利用するにあたり理解度を深められるよう働きかける。	18	安全確保のための支援体制の整備	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		支援対象者393名(市内外、併せて支援含む)の保護のため、新規受付、継続、各種証明の交付時など各システム等により関係各課間の情報共有に努めた。	新任職員等へ支援措置の研修を実施し、理解度を深めた。また、関係各課の情報保護を行うために、調整会議で情報共有を図った。 支援措置期間終了前の対象者が手続きを忘れることで、支援が途切れないように、継続(延長)の意思確認を行った。	新規及び継続(延長)案件において、相談先となる関係機関との連携及び調整に苦慮している。

				生活支援課	被害者等の安全確保を最優先とし、相談員やケースワーカーとの情報の共有を進め、その漏洩には十分に配慮する。	18 安全確保のための支援体制の整備	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0		被害者等の安全確保を最優先とし、関係各課との連携により、適切に対応することができた。	生活困窮相談者や生活保護受給者の安全を確保できたことにより支援体制は維持された。	緊急的な対応だけでなく安全確保を図れるよう適切な対応を行っていく。
				高齢者支援課	被害者への総合的支援を行うため、関係課及び課内での情報共有を図る	18 安全確保のための支援体制の整備	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3	2.5		DV被害者への対応について関係課との調整と課内の対応の確認	支援体制は整備されているが、相談件数は1件もなかった	他の課と情報共有するうえでの情報管理の方法が定まっていない
				保育幼稚園課	DV被害者、虐待の恐れのある子について保育所優先入所を行う。	19 自立支援の充実	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	2	2.0		DV被害者、虐待の恐れのある子について保育所優先入所を行う。	受入れ体制は確立されているが、受入れ実績はなかった。	定員を超えての受入れが出来ないことから、年度途中の希望があった場合の他施設との連携が課題である。
				都市計画課	DV被害者世帯を抽選番号の加算が受けられる優遇世帯とし、当選しやすくする。	19 自立支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	2	2.0		DV被害者からの市営住宅入居相談及び入居の実績無し。	H29年度からDV被害者世帯を抽選番号の加算が受けられる優遇世帯とし、当選しやすくしている。	現状を維持する。
				商工観光課	就職支援セミナーや内職相談、若年者就業相談を今後も実施する。	19 自立支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0		内職相談室、ふるさとハローワークの開設及び利用促進。 就職支援セミナーを開催。(年4回実施 参加者合計:58名) 労働相談、若年者就業相談の実施。	DV被害者等の方への支援に限定はしていないが、働きたいと考えている方に向けてセミナーや相談の実施を開催した。	就労支援の面から、今後も事業を実施していく。